

表

a. 疾患別リハビリテーション料

	心大血管	脳血管疾患等	運動器	呼吸器
リハ料（Ⅰ）	205 点	245 点	185 点	175 点
リハ料（Ⅱ）	125 点	200 点	170 点	85 点
リハ料（Ⅲ）	—	100 点	85 点	—
標準的算定日数	150 日	180 日	150 日	90 日

※下線部分は平成 28 年度に変更された内容

b. 算定日数の上限の除外対象患者

治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される場合

- 失語症、失認および失行症の患者
- 高次脳機能障害の患者
- 重度の脊髄損傷の患者
- 頭部外傷および多部位外傷の患者
- 慢性閉塞性肺疾患（COPD）の患者
- 心筋梗塞の患者
- 狭心症の患者
- 回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者
- 難病患者リハビリテーション料に規定する患者（先天性または進行性の神経・筋疾患の者を除く）
- 障害児（者）リハビリテーション料に規定する患者（加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病の者に限る）
- リハビリテーションを継続して行うことが必要であると医学的に認められる者

（治療上有効であると医学的に判断される場合に除外対象となる患者）

- 先天性または進行性の神経・筋疾患の患者
- 障害児（者）リハビリテーション料に規定する患者（加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病の者を除く）

c.

①これまでのリハビリテーションの実施状況
②前月の状態との比較をした当月の患者の状態
③将来的な状態の到達目標を示した今後のリハビリテーション計画と改善に要する見込み期間
④FIM、BI、関節の可動域、歩行速度および運動耐容能